

DVD紙芝居「環境戦士カンキョマン」貸出要領

1 目 的

環境問題に対する「気付き」と環境配慮行動の「実践」を促す環境教育・学習機会の教材として、幼児及び小学校低学年児童を対象としたDVD紙芝居「環境戦士カンキョマン」（以下、「DVD紙芝居」という。）の貸し出し及び使用について必要な事項を定める。

2 貸出機関

DVD紙芝居の貸し出しは、県環境政策課が行う。

3 対 象

貸し出しの対象は、県内小学校や地域等において、主に幼児及び小学校低学年児童を対象に環境教育・学習を行う者とする。ただし、政治、宗教、営利目的に使用してはならないものとする。

4 貸出物品

次のDVD紙芝居

- (1) 救え！ゴミの街《一般廃棄物編》
- (2) 海のブルーは僕らの命《海岸美化編》

5 貸出期間

2週間以内とする。

6 貸出方法

- (1) DVD紙芝居の貸し出しを希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、貸出申込書（様式1）を貸出機関に提出するものとする。
- (2) 貸出機関は、(1)による申請が適当と認められるときは、貸出希望者に対してDVD紙芝居を貸し出すものとする。
- (3) 一度に貸し出しできる物品は、4の(1)及び(2)各1枚まで（合計2枚まで）とする。
- (4) 貸し出しを受ける者（以下「使用者」という。）は、貸出機関からDVD紙芝居を受け取り、使用後は責任をもって速やかに返却するものとする。

7 使用料等

貸出料金は無料とする。ただし、返却に係る経費は使用者の負担とする。

8 使用方法

- (1) 使用者は、DVD紙芝居の使用趣旨に則して利用するものとする。
- (2) 使用者は、第三者に転貸しないものとする。
- (3) 使用者は、DVD紙芝居の使用等について、次の注意事項により取り扱うものとする。
 - ①DVD紙芝居は、複写してはならないこと。
 - ②DVD紙芝居を滅失または破損した場合は、直ちに貸出機関へ報告すること。

9 その他

- (1) 使用者は、返却時に、使用アンケート（様式2）を提出するものとする。
- (2) DVD紙芝居を使用するに当たり、事故等があったときは、すべて使用者の責任とし、貸出機関は一切の責を負わないものとする。
- (3) 使用者が、DVD紙芝居を滅失または破損した際は、現物または実費をもって弁償させる場合がある。

附則

この要領は、平成29年4月6日から施行する。